



インスタグラム
始めました

YAMADA.HITOKI

山田ひときの略歴

- ◇昭和36年4月16日平群町に生まれる
- ◇平群西小卒業 ◇平群中学校卒業
- ◇県立高田高等学校卒業
- ◇摂南大学 建築学科卒業
- ◇一級建築士
- ◇スキューバダイビング資格取得



- 平群町監査委員
- 総務建設委員会 委員
- 財政検討特別委員会 委員
- 公共交通対策特別委員会 委員長
- 佐藤正久参院議員(ヒゲの隊長)
奈良県後援会平群支部長

統一地方選挙

本年4月は、奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙・各市町村議会議員選挙と4年に一度の全国統一地方選挙が行われる年です。

私たち現職議員は、これまでの活動や政治に対する考え方、姿勢も含め住民の方々の審判を仰ぎ、新人立候補者は、政治に対する姿勢、考え方を訴え、応援・支援を頂き、それそれが自身の議席を確保するために戦う選挙が行われます。

私自身も引き続き、これまでの取組同様、『若い世代の定住促進』をテーマとして頑張って取り組んでまいりたいと思っています。何卒よろしくお願ひ致します。

当時、町からは『民間活力の導入は、町としてゆめさとこども園が設置され、廃止した施設であり、幼児教育施設等の誘致や打診は行っていない』という残念な答弁でしたが、現在、民間こども園施設の開園に向け進み出した事が、令和4年10月末、平群町ホームページで報告され

山田ひとき

平群町議会議員◆
後援会会報

発行／山田ひとき後援会
広報部
令和5年2月5日発行
〒636-0932
奈良県生駒郡平群町西宮2-6-21
Tel 0745-45-4845 FAX 0745-45-4727
メールアドレス hitoki@m4.ken.ne.jp

町財政とウォーターパーク

令和3年12月議会に於いて『ウォーターパークの廃止』に向けた議案が提案の上、可決されました。廃止が事実上決定されたことが、マスコミ等に取り上げられ、町の説明による改修工事費等に『誤りがある』不十分・ずさんで誠意にかける』という廃止反対の意見もあり、昨年の町長選挙での争点のひとつにもなりました。

私は廃止についての議案に賛成いたしました。

しかしそれは、後に精査の上、修正された5億4千万円の改修工事費が必要になるという説明による金額からの単純なものだけではありません。

平成5年にウォーターパークが開設され30年、この間、様々な工夫や宣伝により、来場者増に努めてこられました。私も陰ながら友人が勤める、県内民間バス事業者との相互連携の橋渡しも行い、無料での広告掲示等をお願いし来場者増に努力も致しました。

生駒市との連携による来場者増も図つてこれられました。しかし、コロナ禍の前の数年間は、利用者数の減少に歯止めがかから



少の中、令和元年(平成31年)には、1万2千4百人となっていました。そのこともあつて赤字額が、工事費・修繕費や運営費・光熱費を含むと収入額に対し、平成28年の1千3百万円から令和元年1千7百万へと毎年増加していく状況でした。

その上、コロナ禍により、3年間休止したこともあり、使用不能になつたことでもあります。改修工事費約2億3千万円)が必要になる

一方、現在の平群町の財政状況は、令和2年11月に奈良県より重症警報が発令、危機的財政状況である事が公表され、令和3年度末時点でも財政指標のひとつである将来負担比率が県内ワースト1位、実質公債比率も県内ワースト1位となってしまっています。

その様な状況の中、奈良県からの無利子貸付、約2・3億円の支援による地方債繰上げ償還及び、西脇町長が先頭になり、令和3年3月策定、11月に改訂された『平群町緊急財政健全化計画』に基づく健全化の実施、又、これまで以上の職員が一丸となつた意識改革等に伴う人件費も含めた、歳出の抑制努力

年度は約10億円の見込みになった事で、財政再生団体に陥る危機的財政状況が一旦回避出来ました。

とは言え、まだまだ町財政の厳しい状況が続く見込みは、大きく改善された訳ではなく、危機的状況は変わらず、財政再建は、今後も最重点課題として取り組んでいかなければならぬ状況なのです。

その様な財政状況の中、ウォーターパークは、現在の平群町にとってどうしても必要な施設なのでしょうか?『プールがある町だから』と住みたいまちとして若い世代に選択してもらえる重要な判断基準となるのでしょうか?

待機児童0を目指して 若い世代の定住促進を

例え子育て支援について、現在、町には2園のこども園がありますが、保育教諭不足や定員超過による、年度途中からの待機児童は常態化しており、私は抜本的解決のためにも、旧南保育園跡地を『民間活力による幼児教育施設等の誘致・運用を目指すべき』と提案してまいりました。

私としても、プールの廃止は非常に残念です。しかし、それ以上に子供たちにとって、利用できなくなる寂しさ、悲しさに申し訳ないという思いもあり、夏休みの学校ブル開放も、町に対し提案していましが、西脇町長の努力もあり三郷町との相互連携によって平群町民が三郷町民同様に三郷町のプールを使用させて頂く事が出来るようになりました。

平群駅前広場 イルミネーション

平群駅前広場に令和4年12月4日より、イルミネーションが点灯されました。

コロナ禍でみんなの心が疲弊している中、暗く寂しかった駅前広場、少しでも住民の方々の心の癒しになればと、提案した事もきっかけになつたのかな…と思っています。

駅前広場に点灯されたイルミネーションは、まだまだ町財政の厳しい状況が続く見込みは、大きく改善された訳ではなく、危機的状況は変わらず、財政再建は、今後も最重点課題として取り組んでいかなければならぬ状況なのです。

その様な財政状況の中、ウォーターパークは、現在の平群町にとってどうしても必要な施設なのでしょうか?『プールがある町だから』と住みたいまちとして若い世代に選択してもらえる重要な判断基準となるのでしょうか?

待機児童0を目指して 若い世代の定住促進を

例え子育て支援について、現在、町には2園のこども園がありますが、保育教諭不足や定員超過による、年度途中からの待機児童は常態化しており、私は抜本的解決のためにも、旧南保育園跡地を『民間活力による幼児教育施設等の誘致・運用を目指すべき』と提案してまいりました。

当時、町からは『民間活力の導入は、町としてゆめさとこども園が設置され、廃止した施設であり、幼児教育施設等の誘致や打診は行っていない』という残念な答弁でしたが、現在、民間こども園施設の開園に向け進み出した事が、令和4年10月末、平群町ホームページで報告され

般質問（要旨）



令和4年 12月議会

車の場合、一般道での標識のない道路の最高速度は時速60キロメートルとなり、標識は原則設置しないとのこと。速度規制を行うときの基準速度は、中央線のない道路は時速50キロメートルになるようです。そのほか、歩車道分離がなく、センターラインのない幅員5・5メートル未満の道路で住宅街の道路

直近では、一般社団法人日本建築あと施工アンカーハイ協会との賃貸借契約を進める方針の基、各方面との協議も行われてきましたが、残念ながら現存する全ての建物をこれまで以外の異種用途として使用するためには、現行法に即した合法的手続きを必要になるが、金銭的負担面から



録画配信の
QRコード

山田仁樹の一般質問

など住民有志の方々による色々な大規模イベントが盛況に開催されているようです。

しかし、現状について出店者の方々からは『砂ぼこりが大変』『駐車スペースが不足』『直射日光が大変』『全体的スペースが足りない』『天候により開催が左右される』『テント等、都

②町としての今後の利活用方針は？

③町有施設として貸部屋やマ
ルシェ等の会場、バーベキュー、
キャンプ等のイベント会場として
の利用促進をしていくという
のはいかがか？

答弁

①異種用途での跡地利用につ
いて県など関係機関との協議の

その他の質問
令和4年9月
重点整備3路線
について * 償却

その他の質問
令和4年9月
重点整備3路線
について * 償却

旧平群西小学校跡地利用について

平群北小学校校区の保護者の方々と意見交換をさせていただけ
く機会があり、子供たちの通学路でありながら、横断歩道の自
線が消えている箇所や自動車が猛スピードで走行する信号機の
ない道路の横断の安全確保が『大変心配』とのお話をお聞き
しました。

の事、標識や横断歩道等の道路白線、啓発等も重要な部分であると言えます。

質問

①町道等の横断歩道や予告表示のひし形マークの白線が一部消えている箇所もあるが、白線の明示責任は何れの管轄か？

質問

学路の安全対策についても教育委員会・学校・警察・道路管理者（国県町）などの関係機関で

い。自治会からの要望があれ
住民生活課としても積極的に
応頂きたい。

山田ひときの指摘

は生活道路と定義され、交差点内は徐行することと定められており事もあり基準は時速30キロトメートルとなるようです。

②教育委員会、学校として通常学路の制限速度の現状をどのように対処しておられるのか？
③例えば緑ヶ丘のメイン道路

協議を行い、速度制限規制事案も学校やPTAからの報告に基づき協議している。又、注意看板の設置や見守り活動などの改

山田ひときの要望

途転用を行い使用するには相当の工事費用が見込まれ、更に時間も必要となることより協会は跡地利用を断念されました。

通学路の速度制限規制等の安全確保について

で整備されており、規制するとしても50キロト�の規制となるのでないかとの事であり、又『検討するには要望として地元自治会の総意が必要』との事。

結果、敷地の多くの擁壁は再建築工事及び安全性の確認が必要となり、建築物は、現行法で既存不適格となる建造物もあることから用途転用を行い使用するには相当の

①異種用途での跡地利用について県など関係機関との協議

その他質問
令和4年9月議会・*平群町道、
重点整備3路線の進捗状況について
*償却資産税の課税強化について